

平成 25 年度飯南町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

飯南町は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定しました。

1 趣旨

この方針は、町が物品やサービスを調達する際、施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、施設等で就労する障がい者の経済的自立の促進に資することを目的としています。

2 適用範囲

この方針は、飯南町の全機関を対象とします。

3 物品等の内容

町内の施設等が取り扱う物品等及び役務の内容をリスト登録し、これを活用します。

4 調達方針の推進

施設等への発注に関しては、リスト登録した情報を庁内各部署へ提供し、可能な限り施設等への発注に努めます。

5 平成 25 年度の調達目標

平成 25 年度に本町が調達の推進を図る物品等および調達目標は、別表のとおりとします。

6 調達の実施

施設等から調達する物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとします。

7 調達実績の公表

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に町のホームページ等を通じて公表します。

8 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、飯南町福祉事務所とします。

9 その他

(1) 町主催行事等における配慮

町の機関が開催する各種行事、イベント等において、販売・飲食コーナーの設置について公募等を行う場合は、関係部署を通じて施設等へ情報提供を行います。

(2) 業務委託先等における配慮

町と業務委託契約（指定管理者制度による施設等管理運営業務を含む。）を締結している相手方、管理運営費補助金の交付先（外郭団体）等に対し、施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めています。

(3) 職員の私的購入等における配慮

庁舎内での施設等の物品販売の受け入れについて配慮するとともに、職員個人や職員会等としても、積極的な購入を心がけます。

（参考）対象となる施設等（法第2条第4項関係）

- ◇ 障害福祉サービス事業所等（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、生活介護事業所、地域活動支援センター、小規模作業所）
- ◇ 障がい者を多数雇用している企業（特例子会社、重度障害者多数雇用事業所）
- ◇ 在宅就業障がい者（自宅等で物品製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- ◇ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

別表

平成 25 年度 障がい者優先調達の実施計画

計画時期 (発注年月)	事業名	予算額	調達内容		担当課
			物品等	役務	
平成 25 年 4 月	生涯学習センター 清掃作業	380 千円		清掃作業	教育委員会
平成 25 年 4 月	保健福祉センター 清掃作業	120 千円		清掃作業	保健福祉課